

2025年（令和7年）度
第33回通常総会資料

開催日 2025年5月15日（木）

場 所 長野市「ホテルメトロポリタン長野」

長野県一般高圧ガス保安協会

長野市中越1－1－1 岡酸ビル5F

TEL 026－263－3773

FAX 0263－27－2902

<https://naganogasanzen.org/gas-safety>

第 3 3 回 通常総会次第

日時 2025年5月15日(木)
午後3時00分

場所 ホテルメトロポリタン長野
長野市南石堂町1346

1 開 会 の 言 葉

2 会 長 挨 拶

3 議 長 選 出

4 総 会 成 立 報 告

5 議 事 録 署 名 人 選 出

6 議 事

第1号議案 2024年度事業報告及び収支決算報告
監査報告

第2号議案 2025年度事業計画及び収支予算(案)

第3号議案 役員改選について

第4号議案 規約上の事務局住所変更の件

7 議 長 退 任

8 来 賓 祝 辞

9 閉 会 の 言 葉

◎ 懇親会

以上

【第1号議案】

2024年度 事業報告

期 日	事 業 内 容
[会議関係] 2024年 4月 19日	2023年度会計監査（松本市神田 1-14-1 長野液酸工業株式会社社会議室） ① 2023年度事業報告及び収支決算 ② 2024年度事業計画案及び収支予算案 ③ ホームページ開設について
2024年 5月 21日	理事会（ホテルメトロポリタン長野） 理事総数21名 出席20名（委任状含む） 第32回通常総会に提出する議案について審議 ① 2023年度事業報告及び収支決算 ② 2024年度事業計画案及び収支予算案 ③ ホームページ開設について 県知事表彰候補の推薦方針、保安検査・保安講習の遂行状況が事務局より説明され、原案通り総会に上程される事となった。
2024年 5月 21日	第32回通常総会（ホテルメトロポリタン長野） 会員総数 106 名 出席 85 名（委任状含む） 提案された次の議題について審議 ① 2023年度事業報告及び収支決算 ② 2024年度事業計画案及び収支予算案 ③ ホームページ開設について 県知事表彰候補の推薦方針、保安検査・保安講習の遂行状況が事務局より説明され、原案通り可決・承認された。 来賓祝辞 長野県 産業労働部 産業技術課 企画幹兼保安・伝統産業係長 永 原 幸 一 様

日 時	事 業 内 容
[関係団体] 2024 年 4 月 4 日	長野県高圧ガス団体協議会（以下団体協）総会 （長野市） ① 2023年度の活動報告および収支決算 ② 会費徴収について ③ 2024年度の活動計画案および収支予算案の承認
2024 年 7 月 17 日	団体協幹事会議（長野市） 2024年度長野県高圧ガス産業大会の開催、県知事表彰について協議
2024 年 9 月 19 日	団体協役員・幹事合同会議（長野市） 2024年度長野県高圧ガス産業大会の開催について 2024年度知事表彰候補の推薦等について
2024 年 10 月 31 日	団体協幹事会 （長野市） 2024年度長野県高圧ガス産業大会について 2024年度高圧ガス保安活動促進週間について
2024 年 11 月 14 日	第42回 2024年度長野県高圧ガス産業大会 団体協の主催（長野市 ホテルメトロポリタン長野）参加180名 当協会から14名出席。 「自己責任に基づいて自主保安を積極的に推進する」ことを誓い、 一般社団法人 水素バリューチェーン推進協議会 事業部長兼事務局長代理 斎藤 健一郎氏による 講演 「水素社会現実に向けたJH2Aの取り組み」を拝聴した。
2025 年 1 月 21 日	団体協幹事会 （長野市） 2024年度活動状況、2025年度活動計画、会費徴収などについて

日 時	事 業 内 容
[事業等]	
2024 年 10 月 23 日	後援：長野県 協賛：長野県高圧ガス協会 C E 保安講習会 佐久 佐久市生涯学習センター 参加 57 名
2024 年 10 月 24 日	C E 保安講習会 伊那 伊那技術形成センター 参加 63 名 計 120 名
	【内容】 I C E に係わる高圧ガス保安法の規則 長野県産業労働部産業技術課 技師 錦 山 美 智 氏 II C E 保安検査における所感 長野県 C E 検査事務所 (佐久) 間宮 検査員 (伊那) 市川 検査員 III C E の安全な取扱及び事故例 大陽日酸 (株) 関東支社技術部 大 住 智 幸 氏
2024 年 10 月 23 日～ 10 月 29 日	高圧ガス保安活動促進週間の取り組み、保安啓蒙として会員を対象にポスターの配布と高圧ガス設備の自主検査実施を案内 周知件数 105 件 報告件数 46 件
通 年	諸官庁及び上部団体よりの周知文書会員事業所への配付及び 図書の斡旋。
2024 年 4 月 1 日～ 2025 年 3 月 31 日	C E 保安検査の実施【高圧ガス保安協会 (KHK) 委託事業】 保安検査実施事業所 20 事業所 内訳 液化窒素 11 基 液化アルゴン 0 基 液化酸素 3 基 液化炭酸ガス 8 基 (C E 複数基設置事業所あり) [長野県 C E 検査事務所の体制] 所 長 野口行敏 事 務 局 稲葉季俊、倉島永年 C E 検査員 間宮弘幸、市川真一、宮坂東、小幡真帆 (4 名)
入退会	退会 2024 年 6 月 株式会社マルヤス長野 2025 年 3 月 株式会社東洋マーク

2024年度収入支出 決算

前 期 繰 越	3,139,436 円
収 入 総 額	2,918,597 円
支 出 総 額	2,899,634 円
次 期 繰 越	3,158,399 円

(収入の部)

費 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
会 費	1,184,000	1,176,000	会員105社
CE保安検査手数料	1,110,100	1,332,000	20事業所
受 講 料	450,000	406,000	CE保安講習2回
雑 収 入	26	4,597	預金利息他
合 計	2,744,126	2,918,597	

(支出の部)

項 目	費 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
会議費	総 会 費	350,000	282,436	資料
	会 議 費	10,000	11,450	監査会等
	小 計	360,000	293,886	
事務費	事 務 委 託 費	600,000	600,000	事務用品含
	家 賃 地 代	480,000	480,000	
	旅 費 交 通 費	20,000	15,670	
	通 信 費	200,000	184,097	
	ホームページ管理	75,000	72,050	
	備品消耗品費	30,000	8,250	
	小 計	1,405,000	1,360,067	
事業費	K H K 納 付 金	111,010	124,850	CE保安検査料
	検 査 員 報 酬	540,000	600,000	
	講 習 会	300,000	303,548	会場費・資料
	保 安 啓 蒙 費	22,000	19,260	ポスター代等
	小 計	973,010	1,047,658	
その他	上部団体負担金	140,000	140,500	
	雑 費	30,000	57,523	振込手数料等
	小 計	170,000	198,023	
合 計		2,908,010	2,899,634	

◎繰越預金

普通預金	八十二銀行東和田支店 [221-257-250]	
	(会費専用)	262,174 円
普通預金	八十二銀行東和田支店 [221-302-701]	
	(検査専用)	1,148,170 円
普通預金	八十二銀行つかま支店 [429-96-791]	
	(講習専用)	1,748,055 円
	計	3,158,399 円

◎特別積立金

	八十二銀行東和田支店 [3-000-009-232]	
	(3年スーパー定期)	4,000,000 円

会計監査報告

長野県一般高圧ガス保安協会の2024年度会計決算について関係の諸帳簿および証拠書類を精査したところ、会計の処理ならびに決算は正確かつ適正であることを確認しましたので、報告いたします。

2025年 4月18日

セイコーエプソン株式会社 富士見事業所

監事

宮 本 雅 夫



株式会社巴商会 松本営業所

監事

内 田



大陽日酸株式会社 松本支店

監事

長 岡 修 一 郎



【第2号議案】

2025年度事業計画（案）

本会は高圧ガス保安協会との連携のもとに、長野県下において一般高圧ガスの事業所及び消費者の自主保安体制の整備を推進して、高圧ガスにかかわる災害の発生を防止するため次の事業を行う。

1. 高圧ガス保安法に定めるCE保安検査を厳正且つ確実に実施する。このため受検者に対する案内を徹底するとともに、検査員の研鑽を図る。
2. 会員事業所の保安技術の向上と保安意識の高揚を図るため、講習会の開催・情報の提供・図書の斡旋等を行う。

	開催場所	開催時期
CE保安講習	長野地区	10月中旬
CE保安講習	松本地区	10月中旬

3. 高圧ガスの災害防止のため不断に努力を重ね、高圧ガスの保安に尽くした事業所・功労者および保安係員等の顕彰を行う。

【推薦予定者】

長野県知事表彰 優良製造事業所 推薦候補受付中

4. 一般高圧ガスを取扱う事業所に対し、本会の設立目的等を周知して会員の増加を図り、自主保安体制の確立を図る。
5. 高圧ガス関係団体および関係行政機関と協力して、保安事業に積極的に取り組む。

2025度収入支出 予算（案）

前 期 繰 越	3,158,399 円
収 入 総 額	3,573,700 円
支 出 総 額	3,186,570 円
次 期 繰 越	3,545,529 円

（収入の部）

費 目	前 期 決 算 額	予 算 額	摘 要
会 費	1,176,000	1,168,000	会員104社
CE保安検査手数料	1,332,000	1,945,700	26事業所
受 講 料	406,000	450,000	CE保安講習2回
雑 収 入	4,597	10,000	
合 計	2,918,597	3,573,700	

（支出の部）

項 目	費 目	前 期 決 算 額	予 算 額	摘 要
会議費	総 会 費	282,436	350,000	
	会 議 費	11,450	50,000	
	小 計	293,886	400,000	
事務費	事 務 委 託 費	600,000	600,000	
	家 賃 地 代	480,000	480,000	
	旅 費 交 通 費	15,670	20,000	
	通 信 費	184,097	200,000	
	ホームページ管理	72,050	0	通信費に含める
	備品消耗品費	8,250	20,000	
	小 計	1,360,067	1,320,000	
事業費	K H K 納 付 金	124,850	194,570	
	検 査 員 報 酬	600,000	780,000	
	講 習 会	303,548	300,000	
	保 安 啓 蒙 費	19,260	22,000	
	小 計	1,047,658	1,296,570	
その他	上部団体負担金	140,500	140,000	
	雑 費	57,523	30,000	
	小 計	198,023	170,000	
合 計		2,899,634	3,186,570	

【 第 4 号 議 案 】

趣旨：規約上の住所を実際に事務局のある長野液酸工業(株)に変更

① 第 2 条変更

<事務所>

第 2 条

新	旧
本会は、事務所を <u>長野県内</u> に置く。	本会は、事務所を長野市に置く。

② 事務局住所変更

新	旧
〒390-0822 松本市神田 1-14-1 長野液酸工業(株)内 Tel 0263-26-3567 fax 0263-27-2902	〒381-8560 長野市中越 1-1-1 岡谷酸素(株)長野営業所内 Tel 026-263-3773 (協会専用) fax 0263-27-2902

※②により長野県一般高圧ガス協会専用電話回線を解約する。
(026-263-3773 / 0263-27-1347)

③ 2025年(令和7年)5月15日より改定実施する。

長野県一般高圧ガス保安協会規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、長野県一般高圧ガス保安協会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を長野県内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、高圧ガス保安法の趣旨に則り一般高圧ガスの事業所並びに一般消費者の自主保安を一層推進するとともに、高圧ガスにかかわる災害の発生を未然に防止し、公共の安全確保に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 事業所の保安意識の高揚と保安管理技術向上のための啓蒙普及並びに教育指導
- (2) 消費者の保安意識向上のための啓蒙普及
- (3) 高圧ガス施設の検査
- (4) 保安確保に寄与するための機器、図書、技術の斡旋
- (5) 関係行政機関及び高圧ガス保安協会並びに各高圧ガス保安団体との協力並びに事業の受託
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(会 員)

第5条 次の各号に掲げるもので本会の目的に賛同し入会したものををもって会員とする。

- (1) 長野県内において一般高圧ガスに関して許可・届出により次の事業を行う者
 - (イ) 高圧ガス製造者
 - (ロ) 高圧ガス貯蔵所
 - (ハ) 特定高圧ガス消費者
 - (2) 販売業者
 - (ホ) 運送業者
- (2) その他本会の設立の趣旨に賛同する法人又は個人

(入 会)

第6条 会員になろうとする者は、所定様式による入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第7条 会員は、本会が別に定める規程により会費を納入しなければならない。既納の会費は返還しないものとする。

2 会費規程は、総会の議決を経て別に定める。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その理由を付した退会届を会長に提出しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員たる資格を失う。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 会費を1年以上納入しないとき。
- (3) 除名されたとき。

(変更届)

第10条 会員は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、2週間以内に本会にその旨を届出なければならない。

- (1) 本会への届出事項に変更が生じたとき
- (2) 事業の休止及び廃止をしたとき

(除 名)

第11条 会員が本会の名誉をそこない又はこの規約に反するような行為をしたときは、会において会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

第 3 章 役 職 員

(種 別)

第12条 本会に次の役員を置く。

理事	30名以内
うち	会長 1名
	副会長 4名
監事	3名以内

2 理事のうち2名は会員外より選任することができる。

(選 任)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長は、理事の互選により定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

第14条 会長は、本会を代表し、会務を処理する。

- 2 副会長は会長を補佐して会務を処理し、会長があらかじめ定める順位に従い会長に事故ある時はその職務を代理し、会長が欠員の時はその職務を行う。

- 3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4 監事は、会務監査の責に任ずる。

(任 期)

- 第15条 役員の任期は2年とする。ただし補欠役員の任期は前任者の残存期間とする。
- 2 役員は再任されることができる。
 - 3 役員は辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(顧 問)

- 第16条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
 - 3 顧問は理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(事務局)

- 第17条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置き、会長が任免する。
 - 3 職員は、会長の定めた職務に従事する。

第 4 章 会 議

(種 別)

- 第18条 会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

- 第19条 総会は、会員をもって構成する。
- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(総会に付議すべき事項)

- 第20条 次に掲げる事項は、総会に付議する。
- (1) 事業計画の承認
 - (2) 収入支出予算及び収入支出決算の承認
 - (3) 規約の変更
 - (4) 前号までに掲げるもののほか、会長の付議した事項

(理事会に付議すべき事項)

- 第21条 次に掲げる事項は、理事会に付議する。
- (1) 事業計画
 - (2) 収入支出予算及び収入支出決算の承認に関する議案
 - (3) 規約変更に関する議案
 - (4) 諸規定の制定及び改廃
 - (5) 前号までに掲げるもののほか、会長の付議した事項

(開 催)

- 第22条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後の2ヶ月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき又は総会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
- 3 理事会は、会長が必要と認めたとき又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(招 集)

- 第23条 会議は、会長が招集する。
- 2 総会を招集するには会員に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の5日前までに文書により通知しなければならない。

(議 長)

- 第24条 総会の議長は、その総会において、出席会員のうちから選任する。
- 2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

- 第25条 会議は、総会においては会員、理事会においては理事の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(議 決)

- 第26条 総会の議事は、この規約に別に規定するもののほか出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(会議における書面または代理人による表決)

- 第27条 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員もしくは理事は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面を持って表決し、又は他の会員もしくは理事に表決を委任することができる。この場合は出席したものとみなす。

(理事会における書面による表決)

- 第28条 会長は、簡易な事情又は急施を要する事項については書面を送付して賛否を求め、理事会に代えることができる。

(専門部会)

- 第29条 本会は、必要に応じ、理事会の議決を経て専門部会を設けることができる。
- 2 専門部会規程は、理事会の議決を経て別に定める。

(議事録)

- 第30条 会議の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 会員又は理事の現在数
 - (3) 会議に出席した会員数又は理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事経過の概要及び発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席した会員又は理事のうちからその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産目録記録の財産
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第32条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算)

第34条 本会の収支予算は毎会計年度ごとに作成し、理事会の議決を経たのち総会に提出し、その承認を得なければならない。

(決算)

第35条 本会の収支決算は、毎会計年度終了後その年度末の財産目録とともに監事の監査を経たのち、監事の監査意見書を付して総会に提出し、その承認を得なければならない。

(会計年度)

第36条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第 6 章 雑 則

(委任)

第37条 この規約の施行について必要な事項は理事会の議決を経て会長が別に定める。

この規約は平成4年7月3日より施行する。

この規約は平成9年6月1日より改定実施する。

この規約は令和7年5月15日より改定実施する。

会 費 規 程

規約第7条による会費に関する規定を次の通り定める。

- 1 会費は年額として次による。 いずれも1事業所当り

製造販売事業所	44,000 円
充填販売事業所	27,000 円
販売事業所	9,000 円
高圧ガス製造者	8,000 円
高圧ガス貯蔵所	7,000 円
特定高圧ガス事業所	3,000 円
運送事業所	4,000 円
その他	3,000 円

(注) 1事業所で2項目以上に該当する場合は 金額の上位のものを適用する。

- 2 会費は毎年6月末日までに全納する
- 3 年度途中の入会者は入会の際に会費を全納する。
但し10月1日以降に入会する場合は半額とする。
- 4 この規定は平成4年7月3日から施行する。
この規定は平成9年6月1日より改定実施する。
この規定は平成13年5月11日より改定実施する
この規定は平成16年5月12日より改定実施する
この規定は平成18年5月16日より改定実施する
この規定は平成23年5月16日より改定実施する

会員名簿 長野県一般高圧ガス保安協会 104事業所

要件	事業所名	住所
製造	(株) I H I エアロマニュファクチャリング	上伊那郡辰野町大字伊那富975
	(株) 青木鐵工所	須坂市大字小島字松川添1476-166
	(有) アオキビルド	中野市大字草間2011-1
	アトリオン製菓(株)	須坂市高梨288
	アピックヤマダ(株)	千曲市大字上徳間90
	イッシン工業(株)	北佐久郡立科町塩沢1884-1
	NTKセラミック(株) 飯島工場	上伊那郡飯島町七久保1115
	(株) オーク製作所 諏訪工場	茅野市玉川4896
	OKIネクステック(株) 小諸事業所	小諸市耳取965
	オリオン機械(株)	須坂市大字幸高246
	オリオン精工(株) 更埴工場	千曲市大字屋代1291
	オリンパス(株) 長野事業場	上伊那郡辰野町伊那富6666
	オルガン針(株)	上田市前山1
	(株) カーリット 長野工場	佐久市協和897-20
	カヤバ(株) 長野工場	埴科郡坂城町坂城9165
	カワイ精密金属(株) 松本工場	松本市笹賀5652番地111
	(株) キッツ 伊那工場	伊那市東春近7130番地
	KOA(株) アースウィング	上伊那郡箕輪町中箕輪14016
	KOA(株) 西山工場	伊那市西箕輪2445
	KOA(株) MINOWAウィング	上伊那郡箕輪町中箕輪14016
	ゴールドパック(株) あずみ野工場	安曇野市堀金烏川1984-1
	(株) コヤマ	長野市川中島町原1111
	シチズンファインデバイス(株) 御代田事業所	北佐久郡御代田町大字御代田4107番地5
	新光電気工業(株) 更北工場	長野市小島田町80
	信州ビバレッジ(株)	松本市今井中道6691
	(株) 鈴木	須坂市日滝虫送3500-8
	諏訪広域消防本部	岡谷市加茂町一丁目2番6号
	セイコーエプソン(株) 伊那事業所	上伊那郡箕輪町中箕輪8548
	セイコーエプソン(株) 諏訪南事業所	諏訪郡富士見町富士見1010
	セイコーエプソン(株) 広丘事業所	塩尻市広丘原新田80
	セイコーエプソン(株) 富士見事業所	諏訪郡富士見町富士見281
	大明化学工業(株) 北殿工場	上伊那郡南箕輪村3746
	タカノ(株)	伊那市西春近下河原5331
	(株) 竹内製作所 戸倉工場	千曲市大字内川174
	(株) タダノユーティリティ	千曲市八幡3297-2

要件	事業所名	住 所
製造	(株)中信高周波	松本市笹賀5652-118
	T D K(株) 浅間テクノ工場	佐久市小田井543
	T P R(株) 長野工場	岡谷市神明町2-1-13
	(株)デンソーエアクール 豊科工場	安曇野市豊科1000
	(株)デンソーエアクール 穂高本社工場	安曇野市穂高北穂高2027-9
	トライアン(株) 松岡工場	長野市松岡二丁目6番18号
	長野F C Lコンポーネント(株)	飯山市大字野坂田935
	長野計器(株) 丸子電子機器工場	上田市御嶽堂2480
	長野計器(株) 上田計測機器工場	上田市秋和1150
	長野県警察本部機動隊	長野市松代町西条4030番地
	長野興農(株) 長野工場	長野市差出南1-11-1
	長野興農(株) 須坂工場	須坂市大字野辺2067
	長野市消防局	長野市大字鶴賀1730-2
	長野電子工業(株)	千曲市屋代1393
	(有)南信熱錬工業	上伊那郡箕輪町中箕輪8688
	(株)西澤工業	長野市大字川合新田2889-6
	日酸T A N A K A(株) 長野工場	千曲市新田823
	日星工業(株) 飯田工場	下伊那郡豊丘村神稲3271
	ニデックモビリティ(株) 飯田事業所	飯田市桐林2254-28
	日本シャフト(株) 駒ヶ根工場	駒ヶ根市東伊那5636
	日本発条(株) D D S生産本部 駒ヶ根工場	駒ヶ根市赤穂1170-3
	富士電機(株) 松本工場	松本市筑摩4-18-1
	富士電機パワーセミコンダクタ(株) 大町工場	大町市常盤6909
	富士電機パワーセミコンダクタ(株) 飯山工場	飯山市大字野坂田965-1
	(株)堀内電機製作所 上田事業所	上田市保野241
	(株)ボンマーク 長野工場	佐久市跡部10-10
	丸善食品工業(株) 須坂工場	須坂市大字小河原4062-3
	(株)ユタカ 松本工場	松本市和田南西原4010番地12
	横河マニュファクチャリング(株)	上伊那郡宮田村2061
	(株)レゾナック 塩尻事業所	塩尻市宗賀1番地
貯蔵	J A長野厚生連 佐久総合病院	佐久市臼田197
運送	アート梱包運輸(株) 松本営業所	安曇野市豊科高家138-4
	岡谷高圧運輸(株)	松本市筑摩4-17-19
製販	日本エア・リキード(同) 伊那工場	伊那市西箕輪2640-6
	日本エア・リキード(同) 諏訪営業所	諏訪郡富士見町富士見268-1
	長野液酸工業(株)	松本市神田1-14-1

要件	事業所名	住所
充販	エア・ウォーター東日本(株) 甲信越支社	松本市梓川倭3878-1
	岡谷酸素(株) 飯田営業所	下伊那郡高森町下市田3200-3
	岡谷酸素(株) 伊那営業所	伊那市美篤7302-1
	岡谷酸素(株) 岡谷営業所	岡谷市湖畔1-15-6
	岡谷酸素(株) 佐久営業所	佐久市塩名田700
	岡谷酸素(株) 諏訪南営業所	諏訪郡富士見町富士見251-1
	岡谷酸素(株) 長野営業所	長野市中越1-1-1
	岡谷酸素(株) 長野南営業所	千曲市屋代上河原4158-1
	岡谷酸素(株) 松本営業所	松本市市場6番20号
	サンリン(株) 穂高支店	安曇野市穂高牧176-9
	宮原酸素(株)	東御市本海野1708
	(株)宮原酸素	塩尻市広丘吉田1078
販売	岡谷アセチレン工業(株)	岡谷市幸町6-6 岡谷酸素(株)内
	岡谷酸素(株) あづみ野営業所	安曇野市穂高柏原2407-2
	岡谷酸素(株) 上田営業所	上田市古里776-1
	(有)金子酸素工業所	岡谷市中央町一丁目9-28
	(株)上條器械店	松本市笹賀7600-19
	協栄興業(株) 松本営業所	松本市大字島内1853-4
	小池酸素工業(株) 北関東支店	群馬県伊勢崎市長沼町222-1
	(株)サイサン 産業ガス部 長野営業課 東御営業所	東御市大字滋野乙1624
	大陽日酸(株) 松本支店	松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル8F
	田邊ガステクノ(株) 長野営業所	東御市羽毛山765-9
	(株)巴商会 松本営業所	松本市筑摩4丁目5番18号
	(有)長野カクセイ商事	長野市三輪2-20-17
	鍋林(株)	松本市双葉8-10
	新潟燃商(株) 長野支店	長野市七瀬中町1071-1
	(株)丸柳大津屋	諏訪市諏訪2-9-27
	宮原酸素(株) 佐久営業所	佐久市三塚66
	宮原酸素(株) 長野営業所	長野市南長池村前197-1
	輸入石油(株)	飯田市大通2-218-2
	(有)横山酸素店	松本市大字島立3827番地4
その他	岡谷酸素(株)	岡谷市幸町6-6
	セイコーエプソン(株) 本社事業所	諏訪市大和3-3-5

C E 保安検査等の業務委託に係る契約書

高圧ガス保安協会（以下「甲」という。）と長野県一般高圧ガス保安協会（以下「乙」という。）は、甲が行うC E 保安検査及びC E 施設の保安点検等（以下これらを総称して「保安検査等」という。）の実施に関し、次の通り契約する。

（業務の委託）

第1条 甲は、「特定施設等保安検査規定」に規定するC E 保安検査及び「C E 保安点検等規定」に規定するC E 施設の保安点検等の業務のうち長野県に設置されている施設に係るもの（以下「委託業務」という。）を乙に委託する。

（名称）

第2条 委託業務を実施する乙の事務所は、高圧ガス保安協会長野県C E 検査事務所（以下「事務所」という。）と称する。

（委託業務の実施体制）

第3条 甲の会長は、乙の会長を高圧ガス保安協会長野県C E 検査事務所長（以下「所長」という。）に任命する。なお、所長が交替したときは新たに任命するものとする。

第4条 甲の会長は、「C E 保安検査員任命等手続要領」に定めるところにより、所長の申請に基づいて乙の役職員の中からC E 保安検査員（以下「検査員」という。）を任命するとともに、C E 保安検査員証を発行する。

第5条 所長は、前条の規定により任命され、かつ、C E 保安検査員証を有する検査員以外の者を委託業務に従事させてはならない。ただし、補助業務については、検査員以外の職員に従事させることができる。

2 所長は、委託業務の実施に関し、事務所の検査員及びその他の職員を指揮、監督する。

第6条 所長、事務所の検査員及びその他の職員並びにこれらの職にあった者は、その職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 甲は、所長、検査員及びその他の職員並びにこれらの職にあった者が前項の規定に違反する等事業の遂行に著しく支障のある行為をしたときは、本委託契約を解約し、又は検査員等の職を解くことができる。

(委託業務の実施方法)

第7条 乙は、委託業務を、C E 保安検査にあっては、甲が定めた「特定施設等保安検査規定」、「特定施設等保安検査業務処理要領」及び「特定施設等保安検査マニュアル（コールドエバポレーター用）」に、C E 施設の保安点検等にあっては、甲が定めた「C E 施設保安点検等規定」、「C E 施設保安点検等業務処理要領」及び「C E 施設保安点検等マニュアル」にそれぞれ基づいて実施する。

(手数料の徴収)

第8条 乙は、保安検査等申請者から甲が定める手数料を徴収する。

(経費の負担等)

第9条 乙は、委託業務に従事する事務所の職員の人件費その他の諸掛及び委託業務の実施に係る諸経費を負担する。ただし、これらを負担する必要がない場合にあっては、この限りでない。

第10条 乙は、保安検査等に係る甲の経費として、甲が定める手数料の10%の額を甲に支払うものとする。

(障害保険)

第11条 甲は、第4条の規定に基づき任命した検査員に対して障害保険に加入する。

(個人情報保護法に関する特則)

第12条 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(有効期間)

第13条 この契約の有効期間は、平成18年4月1日から平成19年3月31日迄とする。ただし、期間満了の3月前までに甲、乙何れかから書面による別段の申出がなければ、1年を単位として自動的に更新し、翌年度以降も同様とする。

(再委託の禁止)

第14条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託してはならない。

(協議)

第15条 この契約について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定する。

この契約締結の証として、本契約書を2通作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

平成18年3月1日

東京都港区虎ノ門4-3-9
甲： 高圧ガス保安協会
会長 作田 颯治 (印)

長野県長野市中越1-1-1
乙： 長野県一般高圧ガス保安協会
会長 野口 行敏 (印)

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

- 第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下おなじ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

- 第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

- 第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（漏えい、滅失及び毀損の防止）

- 第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

- 第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、第3者に提供してはならない。ただし、第6に定める共同利用の範囲で利用する場合及びあらかじめ甲の書面による承認を受けた場合はこの限りでない。

（共同利用の目的）

- 第6 甲及び乙は、この契約における事務及び高圧ガスの保安に関する書籍・案内書等の送付等を利用目的として実施する業務において、甲又は乙が取得した個人情報を共同して利用することができる。

（共同利用に当たって本人への通知）

- 第7 甲及び乙は、個人情報を共同利用する場合、それぞれの個人情報の取扱いを担当する部門等に次の（1）から（5）に掲げる項目を示した書面を備え置き、又はホームページにおいて閲覧可能とするものとする。

（1）共同利用する個人情報の項目

（2）利用する者の名称

（3）利用目的

（4）本人に共同利用をすることを通知または知り得る状態にする方法

(5) 共同利用の責任者

(共同利用の期間)

第 8 甲及び乙が個人情報を共同利用する期間は、本契約第 13 条に規定される期間
(自動延長の規定を含む。) とする。

(複写又は複製の禁止)

第 9 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合はこの限りでない。

(処分)

第 10 乙は、この契約による事務に関する個人情報を処分してはならない。ただし、予め甲の書面による承認を受けた場合はこの限りでない。

(事務従事者への周知)

第 11 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても、当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第 12 乙は、甲の承諾がある場合を除き、この契約による事務を第 3 者に委託してはならない。

(資料等の返却等)

第 13 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、または乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記載された資料等は、この契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第 14 甲は、乙がこの契約による事務を行うにあたり、取り扱っている個人情報の状況及び共同利用の状況について、営業時間内に営業所等に立ち入って随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第 15 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第 16 甲は乙に対し、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反している場合、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

令和 6 年 1 2 月

全国の高圧ガス保安法関係事故統計

(資料 高圧ガス保安協会)

長野県内高圧ガス保安法関係事故一覧

(資料 長野県産業労働部

産業技術課)

表 8 消費先事故の物質名による分析(最近 6 年間)

(令和6年12月末現在)

種類 年	アセチ レン	L P ガ ス	塩 素	酸 素	特殊高 圧ガス	その他	合 計
令和6年	(18)	(22)	(2)	(8)	(1)	(29)	(80)
令和5年	(19) 19	(15) 15	(0) 0	(14) 14	(0) 0	(34) 34	(82) 82
令和4年	20	13	0	11	1	28	73
令和3年	26	12	2	19	1	31	91
令和2年	23	15	1	7	1	26	73
令和元年	18	31	0	6	0	15	70

[注] 括弧内は集計月までの累計件数。速報値のため、変更等があり得る。

[注] アセチレンとそれ以外のガス容器が喪失又は盗まれた場合は、アセチレン容器が喪失又は盗まれたものとして計上している。

表 8-1 消費先事故の物質名による分析(最近 6 年間)【災害】

(令和6年12月末現在)

種類 年	アセチ レン	L P ガ ス	塩 素	酸 素	特殊高 圧ガス	その他	合 計
令和6年	(11)	(17)	(2)	(6)	(1)	(22)	(59)
令和5年	(12) 12	(11) 11	(0) 0	(8) 8	(0) 0	(25) 25	(56) 56
令和4年	9	9	0	7	1	18	44
令和3年	17	8	2	10	1	21	59
令和2年	18	9	1	6	1	20	55
令和元年	10	21	0	3	0	10	44

[注] 括弧内は集計月までの累計件数。速報値のため、変更等があり得る。

[注] アセチレンとそれ以外のガスによる災害の場合は、アセチレンによる災害としている。

表 8-2 消費先事故の物質名による分析(最近 6 年間)【喪失・盗難】

(令和6年12月末現在)

種類 年	アセチ レン	L P ガ ス	塩 素	酸 素	特殊高 圧ガス	その他	合 計
令和6年	(7)	(5)	(0)	(2)	(0)	(7)	(21)
令和5年	(7) 7	(4) 4	(0) 0	(6) 6	(0) 0	(9) 9	(26) 26
令和4年	11	4	0	4	0	10	29
令和3年	9	4	0	9	0	10	32
令和2年	5	6	0	1	0	6	18
令和元年	8	10	0	3	0	5	26

[注] 括弧内は集計月までの累計件数。速報値のため、変更等があり得る。

[注] アセチレンとそれ以外のガス容器が喪失又は盗まれた場合は、アセチレン容器が喪失又は盗まれたものとして計上している。

表 1 高圧ガス事故統計集計表
(令和6年12月末現在)

1. 年別及び月別事故(累計) [注1]

年 月	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1月	85	67	87	96	81	54	63	56	52	53	70
2月	83	92	80	79	74	61	47	58	67	56	54
3月	168	159	167	175	155	115	110	114	119	109	124
4月	75	97	127	72	68	59	43	49	65	59	65
5月	243	256	294	247	223	174	153	163	184	168	189
6月	89	110	153	73	73	70	51	54	81	61	64
7月	332	366	447	320	296	244	204	217	265	229	253
8月	91	67	103	82	85	67	49	68	58	63	69
9月	423	433	550	402	381	311	253	285	323	292	322
10月	76	101	81	83	95	54	62	65	71	65	79
11月	499	534	631	485	476	365	315	350	394	357	401
12月	81	88	98	104	191	71	57	65	85	90	75
合計	580	622	729	589	667	436	372	415	479	447	476
対前年比 [注2]	98	72	107	81	83	57	105	66	68	79	75
1月	678	694	836	670	750	493	477	481	547	526	551
2月	87	63	74	69	85	61	55	72	65	82	77
3月	765	757	910	739	835	554	532	553	612	608	628
4月	89	91	121	82	102	63	56	55	58	76	56
5月	854	848	1031	821	937	617	588	608	670	684	684
6月	95	79	129	80	89	65	69	75	66	60	59
7月	949	927	1160	901	1026	682	657	683	736	744	743
8月	98	81	111	100	66	71	52	56	63	71	38
9月	1047	1008	1271	1001	1092	753	709	739	799	815	781
合計	1047	1008	1271	1001	1092	753	709	739	799	815	781
対前年比 [注2]	3.8	▲ 3.7	26.1	▲ 21.2	9.1	▲ 31.0	▲ 5.8	4.2	8.1	2.0	▲ 4.2

[注1] 上欄は各月件数。下欄は各月累計件数。速報値のため、変更等があり得る。

[注2] 対前年比の欄は、前年の合計に対する増減(%)を表す。

表 1-1 高圧ガス事故統計集計表【災害】
(令和6年12月末現在)

1. 年別及び月別事故(累計) [注1]

年 月	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1月	29	38	64	67	65	52	59	53	48	50	70
2月	58	57	56	55	58	58	44	55	63	56	51
3月	87	95	120	122	123	110	103	108	111	106	121
4月	45	65	87	51	52	53	41	45	64	55	57
5月	132	160	207	173	175	163	144	153	175	161	178
6月	57	77	62	53	65	63	44	52	74	58	58
7月	189	237	269	226	240	226	188	205	249	219	236
8月	56	47	83	58	83	64	46	62	56	60	67
9月	245	284	352	284	323	290	234	267	305	279	303
10月	43	82	59	68	93	52	58	60	68	63	72
11月	288	366	411	352	416	342	292	327	373	342	375
12月	53	67	75	75	120	64	50	62	81	86	72
合計	341	433	486	427	536	406	342	389	454	428	447
対前年比 [注2]	60	60	74	63	78	57	99	61	66	78	74
1月	401	493	560	490	614	463	441	450	520	506	521
2月	68	32	62	55	78	55	50	67	59	79	67
3月	469	525	622	545	692	518	491	517	579	585	588
4月	55	62	91	65	93	52	55	54	56	74	54
5月	524	587	713	610	785	570	546	571	635	659	642
6月	55	67	103	59	84	62	64	73	65	57	57
7月	579	654	816	669	869	632	610	644	700	716	699
8月	57	52	84	76	60	65	49	52	60	64	37
9月	636	706	900	745	929	697	659	696	760	780	736
合計	636	706	900	745	929	697	659	696	760	780	736
対前年比 [注2]	13.0	11.0	27.5	▲ 17.2	24.7	▲ 25.0	▲ 5.5	5.6	9.2	2.6	▲ 5.6

[注1] 上欄は各月件数。下欄は各月累計件数。速報値のため、変更等があり得る。

【災害】とは、高圧ガス保安法第63条第1項第1号に規定する場合をいう。

[注2] 対前年比の欄は、前年の合計に対する増減(%)を表す。

表 1-2 高圧ガス事故統計集計表【喪失・盗難】
(令和6年12月末現在)

1. 年別及び月別事故(累計) [注1]

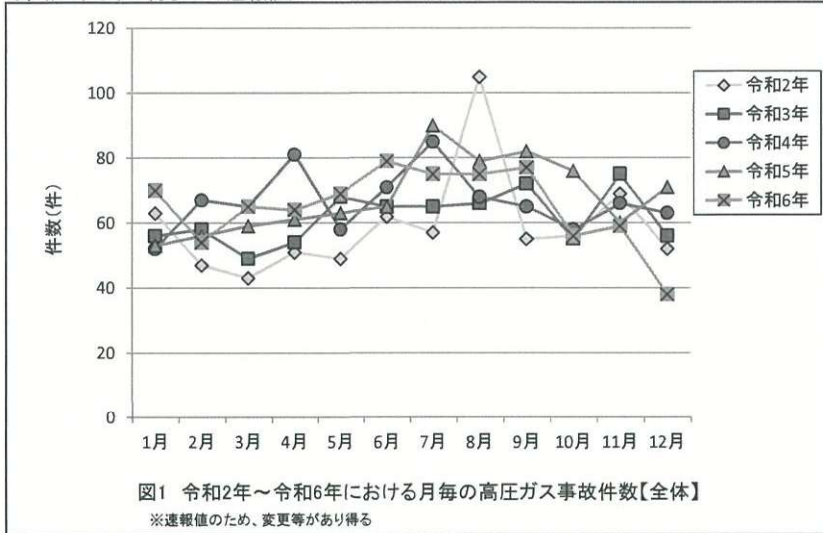
年 月	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1月	56	29	23	29	16	2	4	3	4	3	0
2月	25	35	24	24	16	3	3	3	4	0	3
3月	81	64	47	53	32	5	7	6	8	3	3
4月	30	32	40	21	16	6	2	4	1	4	8
5月	111	96	87	74	48	11	9	10	9	7	11
6月	32	33	91	20	8	7	7	2	7	3	6
7月	143	129	178	94	56	18	16	12	16	10	17
8月	35	20	20	24	2	3	3	6	2	3	2
9月	178	149	198	118	58	21	19	18	18	13	19
10月	33	19	22	15	2	2	4	5	3	2	7
11月	211	168	220	133	60	23	23	23	21	15	26
12月	28	21	23	29	71	7	7	3	4	4	3
合計	239	189	243	162	131	30	30	26	25	19	29
対前年比 [注2]	▲ 7.8	▲ 26.5	22.8	▲ 31.0	▲ 36.3	▲ 65.6	▲ 10.7	▲ 14.0	▲ 9.3	▲ 10.3	28.6

[注1] 上欄は各月件数。下欄は各月累計件数。速報値のため、変更等があり得る。

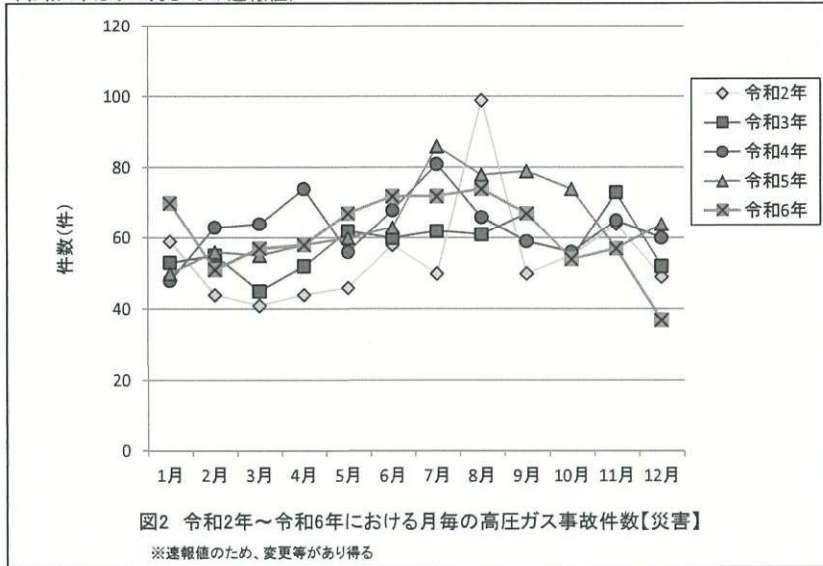
【喪失・盗難】とは、高圧ガス保安法第63条第1項第2号に規定する場合をいう。

[注2] 対前年比の欄は、前年の合計に対する増減(%)を表す。

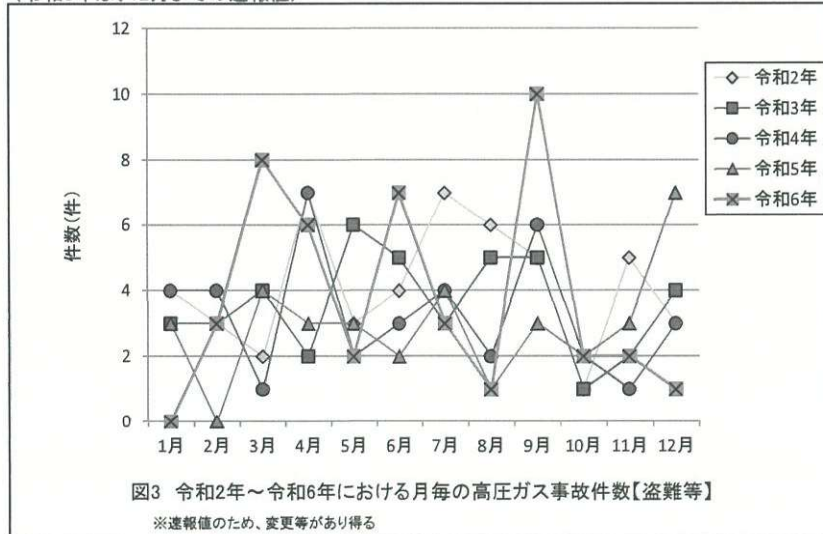
(令和6年は、12月までの速報値)



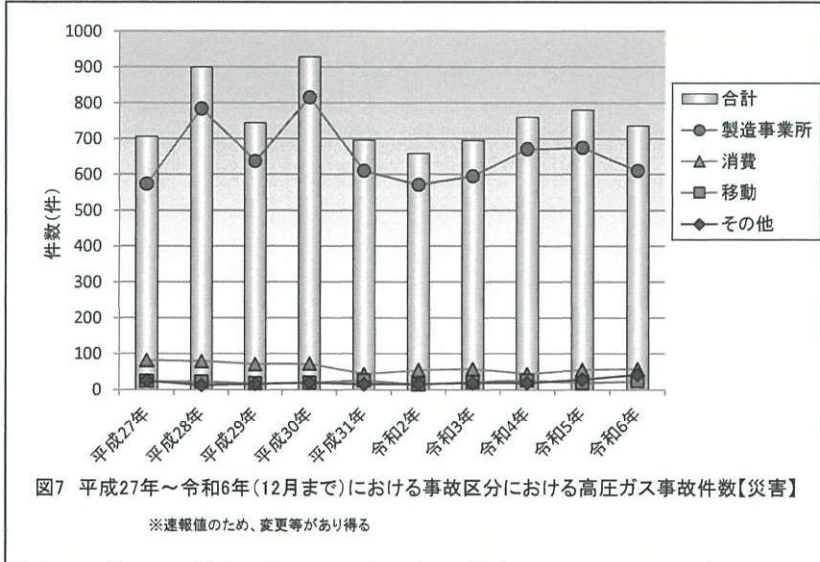
(令和6年は、12月までの速報値)



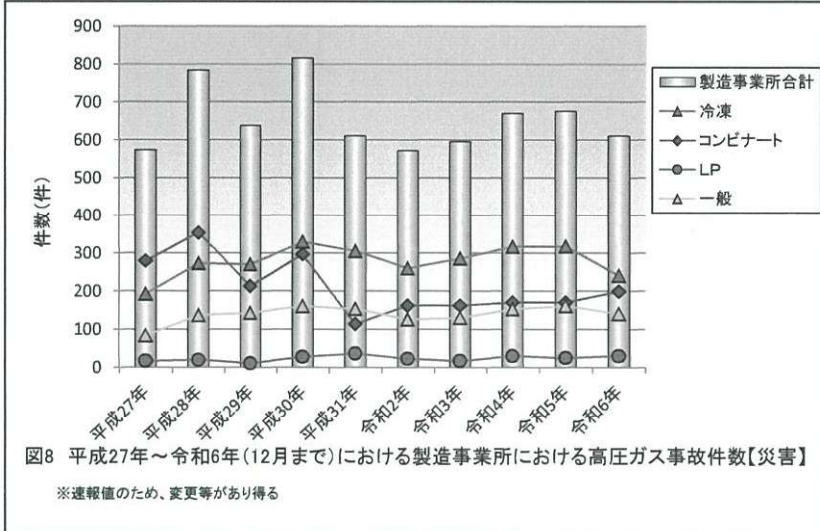
(令和6年は、12月までの速報値)



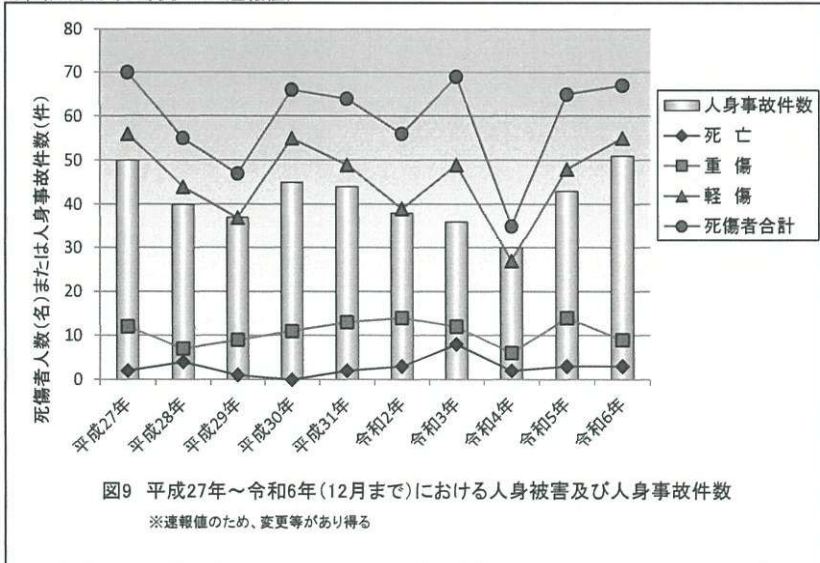
(令和6年は、12月までの速報値)



(令和6年は、12月までの速報値)



(令和6年は、12月までの速報値)



令和6年高圧ガス保安法関係事故一覧 (R6.1.1～R6.12.31)

番号	発生(覚知)日	場所及び区分 事故現象	事 故 の 概 要	人的被害			物的被害	原因及び 法令違反等	指導、措置、対策等	備 考
				死者	重傷	軽傷				
1	1月24日 (水) 発生	埴科郡坂城町 液化石油ガス 漏えい	ローリーからのLPGガス受け入れ作業時、ガス受入用ガスコンプレッサーを起動したところ、ローリー側の気相側緊急遮断弁が開いておらず、内圧が高まったことでガスコンプレッサーの安全弁が作動しLPGガスが噴出した。なお、ガスコンプレッサーの保護機構(圧カススイッチ)は作動しなかった。	0	0	0	なし	誤開閉による漏えい	○県 ・事業者に対し、事故届書の提出を指示。 ・安全管理の指導	
2	3月28日 (木) 発生	佐久市 液化炭酸ガス 漏洩	液化炭酸ガスの安全弁作動検査時において、一部の弁を全閉にせずに安全弁の接続継手部を取り外したため、ガスラインの炭酸ガスが接続継手部より放出された。	0	0	0	なし	検査時の開閉忘れによる漏えい	○県 ・事業者に対し、事故届書の提出を指示。	
3	4月5日 (金) 発生	千曲市 CE(液化酸素) 充填ポンプの 火災及び漏えい	ポンプ吐出側の逆止弁の偏摩耗により酸素ガスが逆流したため、ポンプ内の液溜め槽の液化酸素の量が減少した。それに伴い液化酸素によるピストン部の冷却ができず、摩擦により温度上昇し着火した。この火災により発生した液溜め槽の穿孔から酸素ガスが漏えいした。	0	0	0	堅型高圧ポンプ	シール管理不良による火災、漏えい	○県 ・事業者に対し、事故届書の提出を指示。	
4	8月21日 (水) 発生	安曇野市 液化窒素漏えい	運行が終了しているローリーからガスが漏えいしているのを発見。運行終了時の点検では問題がなかった。弁のパッキンの経年劣化が原因と推定される。	0	0	0	なし	弁のパッキンの経年劣化	○県 ・事業者に対し、事故届書の提出を指示。	
5	9月10日 (火) 発生	塩尻市 LPガス容器喪失	過日充てんしておいた容器2本を配送しようとしたところ、1本の喪失が発覚した。	0	0	0	なし		○県 ・事業者に対し、事故届書の提出を指示。	

令和6年高圧ガス保安法関係事故一覧（R6.1.1～R6.12.31）

番号	発生(覚知)日 (日)	場所及び区分 事故現象	事故の概要	人的被害		物的被害	原因及び 法令違反等	指導、措置、対策等	備考
				死者	重傷 軽傷				
6	10月20日 (日) 発生	松本市 LPガス漏えい	現場周辺の住民から「ガスのおいがる」との通報が消防にあってため、消防が現場を確認。現場周辺にLPガスの放置容器1本があり、その容器のバルブから漏えいしていることが判明。バルブを閉じて漏えいを止めた。漏えいした原因は不明。	0	0 0	なし			
7	9月19日 (火) 発生(推定)	白馬村 アセチレン・酸素容器喪失	大雨により、砂防堰堤工事で溶接に使用していたアセチレンボンベ1本、酸素ボンベ2本を流失した。	0	0 0	なし / 酸素容器(7m ³)2本 アセチレン容器(7kg)1本	危険時の届出 遅延(第36条) 事故届の遅延 (第63条) ○事業者 ・容器の搜索 ・現場周辺への注意喚起看板の設置 ・事故発生時の関係者間の情報共有、関係機関への通報の徹底 ○原因 ・事業者に対し速やかに事故届を提出するよう指示 ・関係機関への情報共有		